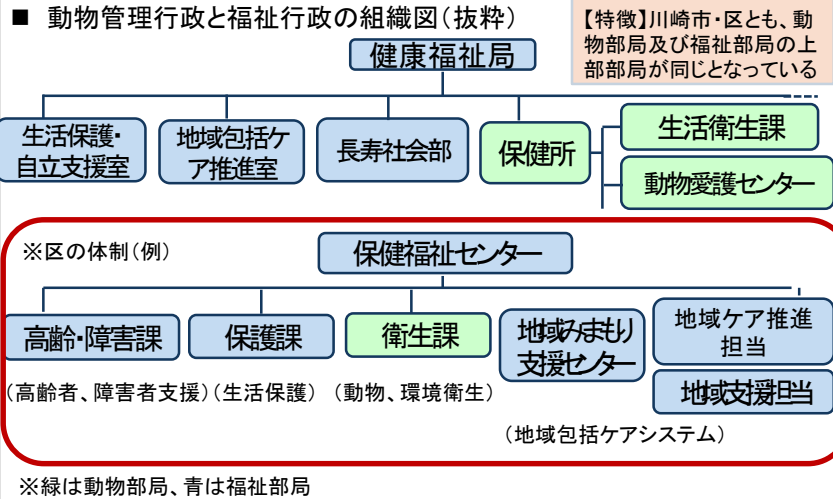


# 社会福祉施策との連携事例と課題(川崎市)

## 行政の体制(川崎市及びの区の体制)



## 多頭飼育関係の取組

### ■ 多頭飼育関係の取組(勉強会、研修、協議会、パンフ等)

- ✓ H27: 多頭飼育対策検討会の設置(調査の実施)
- ✓ H27: 衛生課関係職員、地域包括支援センター職員、近隣自治体向の研修会の実施(ケアマネ兼動物愛護推進員や地域包括支援センター所長が講師)
- ✓ 地域包括支援センター所長会議内でのペットを飼うことへの基本事項を講義
- ✓ 福祉関係部署も忙しいことから「無理のない範囲」で協力を仰ぎながら飼育に関する基本を普及する施策を模索⇒『ペットと暮らす「さ・し・す・せ・そ」』チラシ作成(H28)⇒回覧板で回覧(H30)

## 動物部局が抱える多頭飼育問題

### ■ 多頭飼育の現状及び課題認識

- ✓ 多頭飼育問題の事例を調査した結果、多頭飼育が崩壊に陥るケースの多くが、飼育者が福祉事業受援者等である場合が多い(高齢、独居、身体・精神疾患等、低所得者、またはこれら要因の複合)。
- ✓ 動物担当のみでは対応に限界。
- ✓ 動物部局に問題が持ち込まれるのは、解決が難しい段階になってからが多い。その前段階で衛生課への相談を気軽にできる仕組みや普及が必要と認識。
- ✓ 行政も含め、動物を一時保護するキャパには限界がある。

## 福祉部局が抱える多頭飼育問題

### ■ 多頭飼育の現状及び課題認識

- ✓ 親族がいない高齢者が、介護支援が必要となった場合、残された犬猫の引き取り先、引き取る際の手数料の問題、近隣への衛生問題、住環境問題などが問題となっている。
- ✓ 親族がいない場合、ペットと切り離すかどうかを福祉部局が判断しなければならない。
- ✓ 問題が顕在化する前に対応したいが、本人や家族と築いてきた信頼関係を壊しかねないこともあるため配慮が必要。
- ✓ ケースバイケースでの対応しかできない。